

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第 3 号

漁港漁場整備法施行細則の一部を改正する規則

漁港漁場整備法施行細則（昭和48年北海道規則第92号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の表工作物の設置に係る占用（土石の採取に係るものを除く。）の場合の部を次のように改める。

工作物の設置に係る占用（土石の採取に係るものを除く。）の場合	風力発電施設その他の再生可能エネルギーによる発電施設	10年以内
	定置漁業権若しくは区画漁業権に基づき設置する工作物、電柱、鉄塔又は埋設する管等（風力発電施設その他の再生可能エネルギーによる発電施設に係るものを除く。）	5年以内
	その他の工作物	3年以内

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

海岸法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月 9 日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第 4 号

海岸法施行細則の一部を改正する規則

海岸法施行細則（昭和45年北海道規則第58号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(10) その他知事が必要と認める書類

第 6 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(11) その他知事が必要と認める書類

別表を次のように改める。

別表（第 3 条、第12条の 5 関係）

占用を許可する期間

区分		期間	備考
施設又は工作物の設置に係る占用（土石	国又は地方公共団体が設置する施設又は工作物の敷地	10年以内	公園、緑地等を含む。

目 次

次

ページ

規 則

○漁港漁場整備法施行細則の一部を改正する規則……………（漁港漁村課）	22
○海岸法施行細則の一部を改正する規則……………（砂防災害課）	22

告 示

○土地改良区の役員の退任の届出……………（農業施設管理課）	23
○道営土地改良事業計画の決定……………（農業施設管理課）	23
○土地改良法による道営換地計画の決定……………（農業施設管理課）	23
○知事権限に係る保安林の指定……………（治山課）	23
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	23
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………（治山課）	24
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）	24
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	24
○道路の供用の開始……………（道路課）	25
○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………（砂防災害課）	25
○建築士の懲戒処分……………（建築指導課）	25
○建築士事務所の登録の取消し……………（建築指導課）	26
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（調達課）	26

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（ 5 件）……………	27
------------------------------	----

道教育庁胆振教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告……………	29
----------------------	----

道立教育研究所告示

○特定調達契約に係る資格資格に関する公示……………	30
○特定調達契約に係る入札の公告……………	30

規

則

漁港漁場整備法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月 9 日

の採取に係るものを除く。)の場合		国又は地方公共団体以外の者が設置する施設又は工作物の敷地	風力発電施設その他の再生可能エネルギーによる発電施設	10年以内	
			電柱、鉄塔又は埋設する管等	5年以内	風力発電施設その他の再生可能エネルギーによる発電施設に係るものを除く。
			その他の施設又は工作物	3年以内	
		土石の採取に係る占用の場合			1年以内
その他の占用の場合			3年以内		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

北海道告示第140号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、浦河町土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。

平成24年3月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
平成24. 2. 11	理 事	山 本 正 樹	浦河郡浦河町字西舎6番地

北海道告示第141号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、道営土地改良（上居辺第2地区（農業用道路、客土、暗渠排水、区画整理、除^{きよ}礫、農用地造成））事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝総合振興局に備え置いて、平成24年3月13日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成24年3月9日

北海道告示第142号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、幌加内町幌加内南地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、平成24年3月13日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成24年3月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第143号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成24年3月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 保安林の所在場所 白糠郡白糠町刺牛135の1・143（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路総合振興局産業振興部林務課及び白糠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第144号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成24年3月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 保安林予定森林の所在場所 奥尻郡奥尻町字球浦272の1地先・237の1・271の1・272の1（以上1筆地先3筆について次の図に示す部分に

限る。)

2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立 木 の 伐 採 の 方 法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び奥尻町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第145号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成24年3月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 解除に係る保安林の所在場所 河東郡上士幌町字上音更133の1・133の4(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 解 除 の 理 由 用排水路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び上士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第146号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年3月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 広尾郡広尾町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 霧害の防備

3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

(1) 立 木 の 伐 採 の 方 法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

広尾町(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び広尾町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第147号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成24年3月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 札幌市・空知郡南富良野町・足寄郡足寄町(以上1市2町について次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

南富良野町(次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 空知郡南富良野町・奥尻郡奥尻町・天塩郡幌延町・網走郡美幌町・常呂郡訓子府町(以上5町について次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

南富良野町・奥尻町(以上2町について次の図に示す部分に限る。)、幌延町、

美幌町、訓子府町

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林 奥尻郡奥尻町・常呂郡訓子府町（以上2町について
の所在場所 次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに札幌市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第148号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成24年3月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 札幌北広島環状線	江別市幸町28番7地先から 同市東野幌町44番1地先まで	平成24. 3. 12

北海道告示第149号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図面は、北海道建設部土木局砂防災害課及び北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

平成24年3月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

札幌山の手1地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号とを結んだ線によって囲まれた区域

市	字	地番	標柱番号
札幌市	西区山の手	444番	1
同	同	447番	2
同	同	同	3
同	同	453番4	4
同	同	同	5
同	同	同	6
同	同	453番16	7
同	同	444番	8

北海道告示第150号

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の業務停止の処分をした。

平成24年3月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 処分した年月日 平成24年2月29日

(2) 処分を受けた建築士

ア 氏 名 大山 隆

イ 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別 二級建築士

ウ 登録番号 北海道知事登録（空）第1617号

(3) 処分の内容 平成24年3月1日から平成24年3月31日までの1月間の業務停止

(4) 処分の原因となった事実 建築士事務所の開設者である上記建築士が建築士法第24条第2項に規定する登録講習機関が行う講習を修了した建築士事務所を管理する建築士を置いていないことが、同法第10条第1項第1号に該当する。

2(1) 処分した年月日 平成24年2月29日

(2) 処分を受けた建築士

ア 氏 名 和田 英仁

イ 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別 二級建築士

ウ 登録番号 北海道知事登録（空）第1761号

(3) 処 分 の 内 容 平成24年3月1日から平成24年3月31日までの1月間の業務停止 (4) 処分の原因となった事実 建築士事務所の開設者である上記建築士が建築士法第24条第2項に規定する登録講習機関が行う講習を修了した建築士事務所を管理する建築士を置いていないことが、同法第10条第1項第1号に該当する。 北海道告示第151号 建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第1項の規定により、次のとおり建築士事務所の登録を取り消した。 平成24年3月9日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 監督処分をした年月日 平成24年2月29日 (2) 監督処分を受けた建築士事務所 ア 名称及び所在地 大山建築設計事務所 美唄市東5条北1丁目2-33 イ 開設者の氏名 大山 隆 ウ 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別 二級建築士事務所 エ 登録番号 北海道知事登録二級（空）第0811号 (3) 監督処分の内容 建築士事務所の登録の取消し (4) 監督処分の原因となった事実 二級建築士事務所大山建築設計事務所の開設者である大山隆が、建築士法第24条第2項に規定する登録講習機関が行う講習を修了した建築士事務所を管理する建築士を置いていないことが、同法第26条第1項第2号に該当する。 2(1) 監督処分をした年月日 平成24年2月29日 (2) 監督処分を受けた建築士事務所 ア 名称及び所在地 株式会社和田製作所 深川市音江町字豊泉213番地 イ 開設者の名称及び代表者の氏名	株式会社和田製作所 代表取締役 和田 英仁 ウ 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別 二級建築士事務所 エ 登録番号 北海道知事登録二級（空）第0954号 (3) 監督処分の内容 建築士事務所の登録の取消し (4) 監督処分の原因となった事実 二級建築士事務所株式会社和田製作所の開設者である和田英仁が、建築士法第24条第2項に規定する登録講習機関が行う講習を修了した建築士事務所を管理する建築士を置いていないことが、同法第26条第1項第2号に該当する。 北海道告示第152号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成24年3月9日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 落札に係る物品等の名称及び数量 パーソナルコンピュータの賃貸借 6台分 一式（1月当たりの単価） 2 落札を決定した日 平成24年2月27日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 大丸藤井株式会社 (2) 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地 4 落札金額 9,166円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成24年1月27日付け北海道告示第34号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道出納局集中業務室調達課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目 総合振興局告示及び 振興局告示
---	---

北海道空知総合振興局告示第12号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成24年3月9日
北海道空知総合振興局長 武 田 裕 二

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 - (1) 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）
 - (2) 調達台数及び調達予定数量
1台及び1月当たり46,000枚
- 2 落札を決定した日
平成24年2月24日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 株式会社ダイマル
 - (2) 住 所 岩見沢市4条西5丁目7番地
- 4 落札金額
基本料金 300円
複写料金 0.63円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成24年1月27日付け北海道空知総合振興局告示第4号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道空知総合振興局保健環境部保健福祉室社会福祉課
 - (2) 所在地 岩見沢市8条西5丁目

北海道空知総合振興局告示第13号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成24年3月9日
北海道空知総合振興局長 武 田 裕 二

- 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
 - (1) 乗用自動車の賃貸借 1台 一式
 - (2) 乗用自動車の賃貸借 3台 一式
 - (3) 乗用自動車の賃貸借 1台 一式
- 2 落札を決定した日
平成24年2月24日

3 落札者の氏名及び住所

- (1)ア 氏 名 株式会社トヨタレンタリース新札幌
イ 住 所 札幌市豊平区美園3条6丁目3番10号
- (2)ア 氏 名 北海道自動車リース株式会社
イ 住 所 札幌市白石区本通14丁目南5番15号
- (3)ア 氏 名 株式会社トヨタレンタリース札幌
イ 住 所 札幌市中央区北5条東2丁目1番地

4 落札金額

- (1) 21,000円
- (2) 60,165円
- (3) 25,095円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成24年1月13日付け北海道空知総合振興局告示第1号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道空知総合振興局地域政策部総務課
- (2) 所在地 岩見沢市8条西5丁目

北海道空知総合振興局告示第14号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成24年3月9日
北海道空知総合振興局長 武 田 裕 二

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1)ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式（2台分に係る1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）
イ 調達台数及び調達予定数量
2台及び1月当たり27,400枚
- (2)ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）
イ 調達台数及び調達予定数量
1台及び1月当たり36,600枚
- (3)ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式（7台分に係る1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）
イ 調達台数及び調達予定数量

7台及び1月当たり157,500枚 2 落札を決定した日 平成24年2月24日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 1の(1) ア 氏 名 株式会社文明堂 イ 住 所 岩見沢市9条西1丁目1番地 (2) 1の(2)及び(3) ア 氏 名 株式会社ダイマル イ 住 所 岩見沢市4条西5丁目7番地 4 落札金額 (1) 基本料金 9,000円 複写料金 0.95円 (2) 基本料金 300円 複写料金 0.64円 (3) 基本料金 2,100円 複写料金 0.67円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成24年1月27日付け北海道空知総合振興局告示第3号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道空知総合振興局地域政策部総務課 (2) 所在地 岩見沢市8条西5丁目 北海道後志総合振興局告示第16号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成24年3月9日 北海道後志総合振興局長 神 耐 三 1 落札に係る物品等の名称及び数量 カラー複写機等の賃貸借 一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価） 2 落札を決定した日 平成24年2月24日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社フルムラ商会	(2) 住 所 小樽市花園2丁目9番11号 4 落札金額 基本料金 26,000円 白黒1枚以上 3.8円 カラー1枚から1,000枚まで 28.0円 1,001枚から3,000枚まで 25.0円 3,001枚以上 22.0円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成24年1月27日付け北海道後志総合振興局告示第1号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所在地 小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道上川総合振興局告示第45号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成24年3月9日 北海道上川総合振興局長 窪 田 毅 1 落札に係る物品等の名称及び数量（調達予定数量） 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。） 一式（1台（1月当たりの単価）及び36,000枚（1月の1枚当たりの単価）） 2 落札を決定した日 平成24年2月23日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 富士ゼロックス北海道株式会社 (2) 住 所 札幌市中央区大通西6丁目1番地 4 落札金額 基本料金 0円 複写料金 1枚から2,000枚まで 0.70円 2,001枚から5,000枚まで 0.70円 5,001枚から20,000枚まで 0.70円 20,001枚以上 0.70円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
---	---

6 一般競争入札の公告 平成24年1月27日付け北海道上川総合振興局告示第4号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道上川総合振興局地域政策部総務課 (2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号	
道教育庁胆振教育局告示	
北海道教育庁胆振教育局告示第14号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成24年3月9日 北海道教育庁胆振教育局長 寺 脇 文 康 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量 ア A重油（JIS規格1種2号） 36,000リットル イ 灯油（JIS規格1号） 14,000リットル ア及びイについては、それぞれの入札とする。 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 平成24年5月1日から平成24年9月28日まで (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成23年北海道告示第7号又は平成24年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第24条第1項の規定による石油販売業の届出をしている者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない	
い。 ア 申 請 の 時 期 平成24年3月9日から同年4月12日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階大会議室B（送付による場合は、郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室） (2) 入 札 日 時 平成24年4月23日 午前11時（送付による場合は、同月20日午後5時までに必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 一連の調達契約に関する事項 この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期 (1) 名 称 及 び 数 量 ア A重油 1,065,000リットル イ 灯 油 235,000リットル (2) 予 定 時 期 平成24年10月頃 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、北海道教育庁胆振教育局のホームページ（http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ibk/nyusatsu.htm）においてダウンロードすることができる。	

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。 10 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 11 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室 (2) 所 在 地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 電話番号 0143-24-9610 12 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : a Fuel oil A 36,000 liters b Kerosene 14,000 liters B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., April 23, 2012 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., April 20, 2012) C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Iburi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kaigan-cho 1-chome 4-1, Muroran, Hokkaido 051-8558 Japan Phone : 0143-24-9610	(1) 契 約 平成24年3月9日に一般競争入札の公告を行う北海道教育情報通信ネットワーク（ほっかいどうスクールネット）クラウドサービス提供業務委託契約 (2) 資 格 北海道教育情報通信ネットワーク（ほっかいどうスクールネット）クラウドサービス提供業務の委託契約に関する資格（以下「資格」という。） (3) 特定役務の種類 北海道教育情報通信ネットワーク（ほっかいどうスクールネット）クラウドサービス提供業務 2 資 格 要 件 平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(8)までによるほか、次による。 (1) 平成24年3月1日現在において、引き続き2年以上その事業を営んでいること。 (2) 当該調達をする特定役務に関し、障害発生時等に速やかに対応がとれる者であること。 (3) ISO20000、ISO9001及びISMS（ISO27001）の認証を取得していること。 (4) 業務仕様書に記載の業務アプリケーションサービスの導入実績があること。 (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が行うプライバシーマークの認証を受けていること。 (6) 当該調達をする特定役務に関し、業務処理要領及び業務仕様書に記載のとおり委託業務を履行することを確約した者であること。 3 資 格 要 件 の 特 例 平成16年北海道告示第447号の2による。 4 資格審査の申請の時期及び方法 (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成24年3月12日（月）から4月12日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。 (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 ア 提出先の名称 北海道立教育研究所総務部事業課 イ 提出先の所在地 江別市文京台東町42番地 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失 平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(1)による。
道 立 教 育 研 究 所 告 示	
北海道立教育研究所告示第1号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 平成24年3月9日 北海道立教育研究所長 酒 向 憲 司 1 資格及び調達をする特定役務の種類 平成24年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達する地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。	
北海道立教育研究所告示第2号	

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成24年3月9日 北海道立教育研究所長 酒 向 憲 司 1 入札に付する事項 (1) 調達をする特定役務の名称（1月当たりの単価）及び数量 北海道教育情報通信ネットワーク（ほっかいどうスクールネット）クラウドサービス提供業務 一式 (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。 (3) 契約期間 平成24年7月1日から平成29年6月30日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。 (4) 履行場所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 平成24年北海道立教育研究所告示第1号に規定する北海道教育情報通信ネットワーク（ほっかいどうスクールネット）クラウドサービス提供業務の委託契約に関する資格を有すること。 3 契約条項を示す場所 北海道立教育研究所総務部事業課 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 江別市文京台東町42番地 北海道立教育研究所2階第1演習室（送付による場合は、郵便番号 069－0834 江別市文京台東町42番地 北海道立教育研究所総務部事業課） (2) 入札日時 平成24年4月19日（木）午前10時（送付による場合は、同月18日（水）までに必着） (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 5 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 3に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量200グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、	契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のオ及び3の(1)による。 8 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 9 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名称 北海道立教育研究所総務部事業課 (2) 所在地 郵便番号 069－0834 江別市文京台東町42番地 電話番号 011－386－4511 10 Summary A Nature and quantity of the services to be procured : Contract to provide a cloud computing service for the Hokkaido Education Information and Communication Network (Hokkaido School Net) B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., April 19, 2012 (If mailed, bids must arrive no later than April 18, 2012) C Contact : Project and Budget Section, Department of General Affairs, Hokkaido Education Research Institute, Bunkyo dai higashimachi 42, Ebetsu, Hokkaido 069-0834 Japan Phone : 011-386-4511 正 誤 ○平成24年2月21日（第2355号） 北海道告示第100号（道営土地改良事業計画の決定）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。 <table><tr><td>ページ</td><td>欄</td><td>行</td></tr><tr><td>65</td><td>右</td><td>14</td></tr><tr><td>誤</td><td>清</td><td>里 農業用排水施設、客土、暗渠排水、区画整理</td></tr><tr><td>正</td><td>清</td><td>里 農業用排水施設、<u>農業用道路</u>、客土、暗渠排水、区画整理</td></tr></table>	ページ	欄	行	65	右	14	誤	清	里 農業用排水施設、客土、暗渠排水、区画整理	正	清	里 農業用排水施設、 <u>農業用道路</u> 、客土、暗渠排水、区画整理
ページ	欄	行											
65	右	14											
誤	清	里 農業用排水施設、客土、暗渠排水、区画整理											
正	清	里 農業用排水施設、 <u>農業用道路</u> 、客土、暗渠排水、区画整理											